

京都市上下水道局告示第53号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和6年2月2日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市南区吉祥院流作町9-1

大山工業

大山 寿範

2 変更事項

(代表者の変更)

大山 武夫 から 大山 寿範 に変更

(上下水道局下水道部管理課)